［略］

指示標識

［略］

補助標識

［略］

備考

［略］

［同上］

指示標識

［同上］

補助標識

［同上］

備考

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、平成二十九年七月一日から施行する。

告　示

○個人情報保護委員会告示第七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする民間団体による個人情報保護及び適正かつ効果的な活用を推進するため、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針を次のように定める。

平成二十九年四月二十一日　　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

認定個人情報保護団体の認定等に関する指針

（目的）

第１条　この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）に規定する認定個人情報保護団体に係る認定その他の必要な事項を定めることにより、民間団体による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この指針において使用する用語は、法及び令において使用する用語の例による。

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第３条　法第47条第１項各号に掲げる業務（以下「認定業務」という。）を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）による同条第２項の申請は、別記様式第１号による申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

（業務の実施の方法に関する書類）

第４条　令第19条第２項第３号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」は、次に掲げるものでなければならない。

一　法第53条第１項に規定する個人情報保護指針及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「委員会規則」という。）第24条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類

二　法第47条第１項第１号に規定する苦情の処理に係る準則

三　法第47条第１項第２号に規定する対象事業者に対する情報の提供に係る書類

四　法第47条第１項第３号に規定する業務についての実施の方法を記載した書類